

## 動物の輸入届出制度について

倉 林 讓

岡山実験動物研究会会長

ヒトにおける食の安全性についてはBSEの件でお分かりのように、大変重要な問題点であります。厚生労働省(以下厚労省)は、輸入動物を原因とする人への感染症の発生を防ぐことを目的に、ペット用サルの輸入禁止が厚生科学審議会感染症分科会(平成16年6月4日開催)をはじめとし、平成17年6月27日に「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める症例に基づく指定の審査基準等」が制定された。そこに輸入サル飼育施設指定申請書の書式が規定され、輸入サル飼育施設指定書が規定された。その内容は申請者、申請書(輸入サルを飼育するための飼育施設、法人である場合には役員の氏名、住所、使用人等、申請者が個人である場合その氏名、住所、使用人の氏名、住所、申請者が営業行為能力を有しない未成年者である場合には法定代理人の氏名・住所、飼育施設の管理者の氏名、住所、輸入サルの用途、添付書類として飼育施設の平面図・構造図、付近の見取図、開園実績等、飼育施設の維持管理に関する資料、サルの取り扱いに係る作業手順を記載した書類、指定の有効期限当該記録の保存、輸入サルの移動・譲渡・販売の制限、変更等の届出・承認、指定所の交付・返納等である。いずれにしてもペットサルや動物実験目的のサルの感染症がヒトへの感染防御を目的として厚労省が動いている。最近、実験動物関係でヒトへ感染する疾病(Zoonosis)を防御する意味でヒトへの被害の無いよう、法律化することで徹底化する動きが出ている。

さて、平成17年9月1日から「動物の輸入届出制度」を導入することで2回の説明会が厚労省で開催された。これまで生きた齧歯目等は輸入時の検疫の対象ではなかったが、この制度が導入されると、動物の種類や数量を記載した届出書とそれらの動物の感染症に関する安全性を証明した輸出国政府機関発行の衛生証明書等を厚生労働省検疫所に提出することが求められる。なお、本制度の詳細は、以下の厚生労働省ホームページをご参照願いたい。

・日本語版：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/tp1015-2.html>

・英語版：

<http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importanimal/index.html>

本制度の施行により、(1)「輸出国政府機関が動物の感染症に関する安全性を証明した衛生証明書を発行する」ことと、(2)「厚生労働大臣が定める基準を満たす齧歯目の保管施設を輸出国政府が指定する」ことが、実際の運用上極めて重大な問題となる可能性がある。各学会ならびに国動協等は、本制度の導入が公表されて以来、これらの問題点を指摘し、見直しを行なっていただくよう強く要望してきた。多くの学術団体等からも同様の要請をうけ、厚生労働省は、平成17年8月8日に「動物の輸入届出制度」を改正しました。改正法では、(2)の輸出国政府による齧歯目の保管施設の指定は、高度な衛生管理がされている齧歯目(一般の動物実験施設で飼育されているマウス、ラットなど)の場合、必要がなくなった。しかし、改正法においても、(1)の輸出国政府機関により発行された衛生証明書の提出が義務付けられている。

輸出国政府による衛生証明書の発行方法は国によって異なります。これまで、米国とは協議が進んでおり、輸出施設が厚生労働省の定める様式にそった衛生証明書を発行し、これを各州の動物輸出に係わる事務所に送るとUSDA(米国農務省)の獣医官が裏書承認(endorse)することになっているようだ。一方、米国以外の国々(ヨーロッパ諸国を含む)とは、衛生証明書の発行方法について、まだ十分な合意がなされていないようです。厚生労働省としては平成17年9月1日の施行日までに協議を一層進めるとはいうものの、これらの国々と衛生証明書の発行方法について合意がなされるかどうかについては懸念がもたれます。もしこの合意がなされない場合には、個々の事例にあわせて、相手国政府による衛生証明書の発行方法を模索し

なければいけなくなり、輸出者あるいは動物施設の方々に多大な努力をお願いすることになると思われる。

このような現状を把握し、平成17年9月1日以降に海外からの実験動物の輸入を予定されている方は、輸出者および輸送・通関に係わる業者と綿密な連絡をとり、実験動物の輸入を円滑に行なうための手続きをご検討いただけるようお願いしたい。また、これまでよりも手続きに時間がかかることは明確ですので、時間的余裕を持って手続きを進めるよう重ねてお願い申し上げます。

尚、言うまでもありませんが国内の業者からの動物の導入の場合にはこれらのことは該当せず、この規制は受けないので念のため申し添えます。

### 第53回日本実験動物学会大会開催に向けて

大会長 倉林 譲

(岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門)

先端医療の発展と実験動物—実験動物福祉に即した適正な動物実験—をテーマとして、第53回日本実験動物学会総会を、2006年5月11日(木)—13日(土)に神戸国際会議場で開催することになりました。本大会を開催できることを組織委員一同嬉しく思っております。演題数は、公開シンポジウム2本(11演題)、シンポジウム8本(39演題)、パネル展示(14演題)、ワークショップ(3テーマ)であり、一般口演発表では、口頭発表希望者数が(87題)、ポスター発表希望者数が(122題)、うち海外からの演題数が(24題)と総計(209題)の演題提出がありましたこと、誠に有難うございました。組織委員一同感謝申し上げます。

本大会のテーマは、人間の医療や科学的な研究の貢献について、動物実験の成果と動物実験研究の最先端と適正な動物実験を行うための諸条件を極めたいと思っております。

公開シンポジウムとしては「動物実験の最新情

報として実験計画書の作成と動物実験委員会による審査」が行なわれますが、動物実験がどのように審査され、その審査にどのような問題点を含んでいるかを、また、「再生医学の重要性、その確立を目指して」を先端医療の研究・臨床応用・事業化に発展をめざす神戸市民とともに公開シンポジウムとして2題報告したいと思います。シンポジウムとして8演題を準備しています。まず、「麻酔—ここまで来た麻酔」をご披露したいと思います。「糖尿病研究におけるモデル動物が果たしてきた役割と今後の発展性」、「気圧を考える」、「高脂血症と動脈硬化研究におけるモデル動物の役割と今後の有用性」、「Research Defenseについて海外から学ぶべきこと」、「実験動物としてのブタの重要性、今後の発展性」、「労働安全衛生法と実験動物」を日本実験動物学会、日本実験動物技術者協会ならびに日本実験動物環境研究会が共催で行う予定であります。別に疾患モデル学会関連演題として「疾患モデルとして単一遺伝子の多面作用について考える」をオーガナイズされることになっております。また、「実験動物のバイオリソースの現状と今後の課題」と題してパネル展示を行う予定になっております。新進気鋭なシンポジウムを組んで動物実験がどのように役立っているかを浮き彫りにしたいと思っております。以上のような盛りだくさんのテーマを準備しておりますので、会員・非会員を問わず大勢の方のご参加を期待しておりますので、ご参集いただきしたいと思います。なお、一般演題については口頭発表とポスターを行い、若手研究者が研究発表する場として利用していただきたいと思っております。なお、諸外国からも多くの研究者のお出掛けをお待ちしております。

懇親会は、2日目の夜に神戸港のダイナークルージングを予定しております。有意義で楽しいひと時をお過ごしいただきたいと組織委員一同準備を進めています。皆様にお会いできることを楽しみにしています。